

外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令
 昭和47年 4月27日大蔵省令第26号

改正：令和 2年 4月17日内閣府令第37号（企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 4月17日	
<p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>3 令和二年四月二十日から同年九月二十九日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、外国者報告書及び半期報告書については、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定するやむを得ない理由により同項に規定する期間内に提出できないと認められる場合並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定するその他やむを得ない理由によりこれらの規定に定める期間内に提出できないと認められる場合に該当すると認められるため、第十三条及び第十四条の四の規定にかかわらず、同年九月三十日までの期間、法第二十四条の五第一項並びに令第三条の四ただし書及び第四条の二の二ただし書に規定する承認があつたものとみなす。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月17日 内閣府 令 第37号～	
施行日：令和 2年 4月17日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・一七内閣令三七）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月17日 内閣府 令 第37号～	
施行日：令和 2年 4月17日	
◆追加◆	この府令は、公布の日から施行する。
